

令和5年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金に係る補助金の減額
に関する事務処理要綱

令和5年3月29日4福保高施第1688号

1 目的

この要綱は、令和5年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱（令和5年 月 日付4福保高施第1687号。以下「交付要綱」という。）3（5）に該当する場合において、補助金の一部を交付しない場合（以下「補助金の減額」という。）の基準、手続等に関し必要な事項を定め、補助金の適正な執行を確保することを目的とする。

2 対象施設

この補助金の減額となる対象施設は以下のとおりとする。

- （1）令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱（令和3年3月25日付2福保高施第2364号）（以下「令和3年度交付要綱」という。）5に基づくサービス評価・改善計画加算を実施しない施設
- （2）令和3年度交付要綱13に基づく財務情報等の公表を実施しない施設

3 減額の対象年度

令和5年度

4 減額方法

交付要綱付表3-2評価加算「努力・実績加算」の補助額のとおり

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和3年度途中で新規に開設した施設においては、別表中「サービス改善計画・実施状況の公表」は適用しない。